

二本松市

都市計画

マスタープラン

概要版

平成 29 年 10 月



序 章 都市計画マスタープランの位置づけ

1. 計画策定の背景

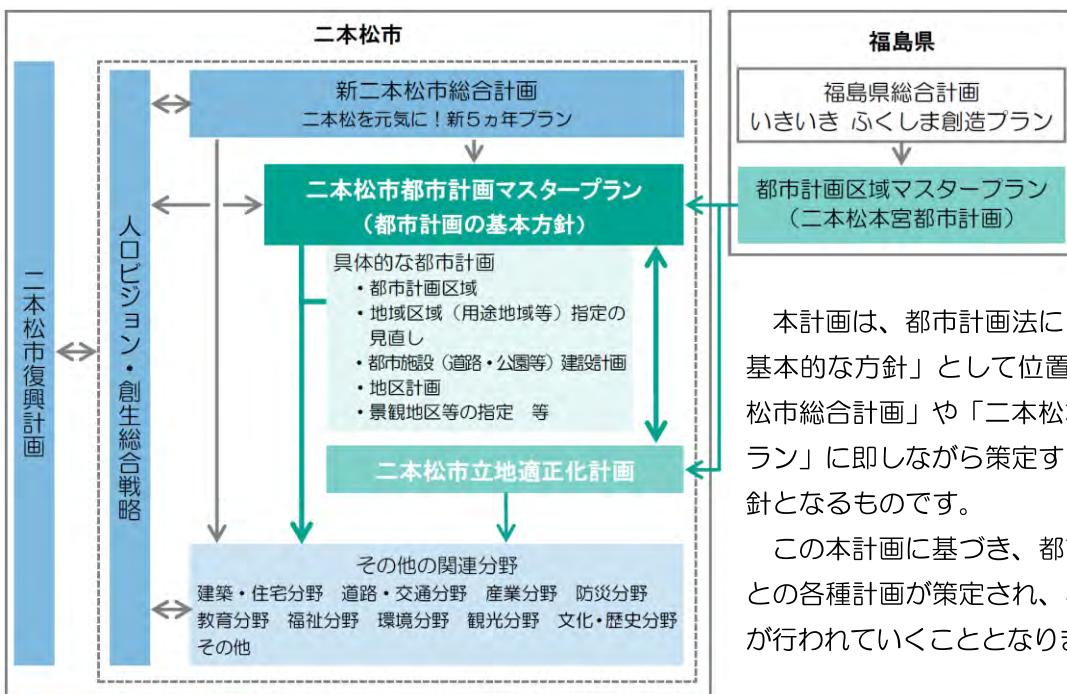
市町村都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫のもと、住民の意見を反映させながら、まちづくりの具体的な将来ビジョンと地域別の整備の方針を定め、個性あるまちづくりを進めるために策定するものです。

二本松市都市計画マスタープランは、都市計画を総合的かつ効果的に推進していくため、長期的な視点に立った都市構造、土地利用、都市施設の配置・整備についての方針を明らかにし、その実現に向けて市民と行政が協働して取り組むための基本的指針として、平成21年3月に策定されました。この都市計画マスタープランに基づき、長期的な都市の将来像を展望するものとして、目標年次の平成40（2028）年度に向けて都市計画事業を進めてきました。

その後、平成23（2011）年3月11日の東日本大震災に伴う地震及び原発災害の影響、油井地区における用途地域の拡大、二本松本宮都市計画区域マスタープラン（福島県）の策定、都市再生特別措置法の改定、新二本松市総合計画の策定、安達駅自由通路・駅前広場の整備等、社会情勢の変化や市街地整備が進められ、都市計画マスタープランにおいても、これら的情勢に対応することが必要となっています。

改定二本松都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という）は、こうした社会情勢を踏まえつつ、平成21年3月に策定された二本松都市計画マスタープランを改定し、都市計画の総合的かつ効果的な推進に向け、長期的な視点に立った都市構造、土地利用、都市施設等の配置及び整備についての方針を明らかにし、その実現に向けて市民と行政が協働して取り組むための基本的指針として策定します。

2. 計画の位置づけ



本計画は、都市計画法に「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられるもので、「新二本松市総合計画」や「二本松本宮都市計画区域マスタープラン」に即しながら策定する、本市の都市計画の基本方針となるものです。

この本計画に基づき、都市整備に関わる様々な分野ごとの各種計画が策定され、具体的な都市計画や都市整備が行われていくこととなります。

3. 計画の対象

(1) 目標年次

平成21（2009）年度からの概ね20年間を対象期間とするため、平成40（2028）年度を目標年次とします。

ただし、上位計画である新二本松市総合計画の計画期間が平成32（2020）年度であることから、計画期間満了年次に近い年度に、社会状況の変化等を勘案して、見直しを行っていくものとします。

(2) 計画対象区域

本市は豊かな自然地域を有する市としての一体的な都市づくりの必要性があることから、本計画は都市計画区域外も含めた市全域を計画対象区域とします。

第1章 現況と課題

1.二本松市を取り巻く環境からの主要課題

■二本松市の主な基本的特性・現況

人口

- ❖ 人口減少・少子高齢化がますます進む

土地利用

- ❖ 概ね用途地域内で市街化が集中している
- ❖ 空家(その他の住宅)は増加している

都市施設

- ❖ 都市計画道路の7路線は未整備。道路の安全性、交通死亡事故も課題

産業

- ❖ 産業人口は減少を続けている
- ❖ 特に農林業の高齢化は非常に高い
- ❖ 商業・工業ともに活力が低下
- ❖ 観光客入込数は震災前程度に回復している

安心・安全

- ❖ 市内家屋の14.3%が被災。公共施設やインフラも被災
- ❖ 河川はん濫、土砂災害、火山泥流の危険性が想定されている
- ❖ 最寄りの緊急避難場所まで距離がある

■上位関連計画のポイント（特に都市計画マスターplanに関わりが強い計画：抜粋）

二本松本宮都市計画区域マスターplan

あだたらとあぶくまに育まれた歴史と風景を生かした交流都市

- 歴史と文化を継承しつつ、にぎわいのある都市づくり
- 豊かな自然や風景を守り、生かす都市づくり
- 交通の利便性を生かした広域的な交流により成長する都市づくり

新二本松市総合計画

重 点 事 項：人口減少対策、地域の発展、健康寿命の延伸

将 来 土 地 利 用：地域特性を活かしながら自然環境と都市環境の調和のとれた総合的・計画的な利用を推進

目 標 人 口：平成32(2020)年に53,000人を維持

■市民アンケート結果

- ✓ 本市は、住みやすい61.2%、住みにくい25.8%
- ✓ 市内に住み続けたい68.1%
- ✓ 優先的な対応が必要なことは、医療福祉施設の充実、防災・防犯対策、買い物利便性、道路の安全性、通勤・通学の利便性、公共施設の安全性・バリアフリー
- ✓ 将来のまちづくりで重要なことの上位は、医療福祉施設の充実、買い物利便性、自然災害に対する防災対策
- ✓ 生活する上で重要な施設の上位は、日常生活に必要な店舗・コンビニ、病院や診療所、介護サービス等の高齢者福祉施設
- ✓ 中心拠点エリアは、「市の新たな活力を生み出す計画的な土地利用であれば、市街地の拡大を図るべき」、それ以外のエリアは、「道路が整備されたエリア等、場所によっては宅地や商業・業務地として活用すべき」の意見が多い
- ✓ まちづくりに参加したい20.8%、関心がない17.3%

■関連事業

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ✓ 二本松城跡前整備 | ✓ 緑の基本計画(H29策定) |
| ✓ 「安達ヶ原ふるさと村」公園整備 | ✓ 長命工業団地 |
| ✓ 安達駅周辺整備 | ✓ 二本松駅南地区整備事業 |
| ✓ 安達支所東地区整備事業 | ✓ 杉田駅周辺整備事業 |

■都市計画に関わる重要キーワード（社会潮流）

- | | | |
|-----------------------|-------------|---------------|
| ✓ コンパクトシティ・プラス・ネットワーク | ✓ 小さな拠点 | ✓ インフラの老朽化 |
| ✓ 対流型国土 | ✓ 国土強靭化 | ✓ 土地・不動産の最適活用 |
| ✓ インバウンド | ✓ 日本版CCRC構想 | ✓ 文化的景観・日本遺産 |

2.都市づくりの主要課題

<p>土地利用</p> <p>市街地の外延化を防ぎ、生活利便性を維持・向上させる都市構造・土地利用の実現が必要</p> <p>市街化や都市機能の無秩序な拡散を防止し、生活利便性の向上に向け、各地域や拠点において人口や都市機能の密度を高め、相互に連携する都市構造・土地利用の実現が必要です。</p>	<p>土地利用</p> <p>少子高齢化に対応した計画的な市街化が必要</p> <p>地域の中心となるべき場所において、適切に人口と都市機能の誘導を図り、元気高齢者の定住、子育て環境の向上に資する市街地整備、住宅・住環境整備、中心市街地活性化が必要です。</p>
<p>交通体系</p> <p>都市計画道路整備の見直し、実現化を進めることが必要</p> <p>未整備路線については、市全体の緊急度及び重要度に応じた整備を推進するとともに、整備効果や状況に応じてルートや幅員の再検討を行うことを視野に入れて実現化を進め、より円滑な交通環境を整えることが必要です。</p>	<p>交通体系</p> <p>地域の主要拠点を結ぶ公共交通ネットワークを維持・強化することが必要</p> <p>既存市街地の拠点での都市機能（買い物、医療、福祉等）を維持・強化しつつ、その都市機能を享受できるようアクセス利便性を強化し、路線バスやデマンド型乗合タクシー、コミュニティバス等により、拠点に訪れやすく、中心市街地や地域拠点間、地域拠点と地区中心間、観光拠点間等のネットワークの構築が必要です。</p>
<p>都市施設</p> <p>適切な修繕や長寿命化による、ストック効果を発現する施設の管理・強靭化が必要</p> <p>人口減少が進行し、厳しい財政制約がある中、「賢く投資・賢く使う」マネジメント戦略へ転換し、都市施設の適切な修繕や長寿命化、災害に対する強靱な都市施設への更新等により、ストック効果※の高い事業への選択と集中の徹底と、既存施設を知恵と工夫により最大限活用する取り組みが必要です。</p>	<p>環境・景観</p> <p>豊かな自然を守り、自然を活用するエネルギー自立の環境づくりが必要</p> <p>公共公益施設等において、太陽光や風力等の新エネルギー利用の推進、施設の省エネルギー化やごみの減量とリサイクル等による循環型社会づくりの推進、水質保全のための汚水処理施設の普及率向上等が求められています。</p> <p>豊かな森林、水、緑地等の自然を守るとともに、再生可能エネルギー活用による低炭素・循環型社会に向け、自然と人間活動が調和するエネルギー自立の環境づくりが必要です。</p>
<p>環境・景観</p> <p>二本松市を魅力的に見せる景観形成が必要</p> <p>本市の特徴ある資源を有効に活かしながら相互の連携性を高め、歴史文化と自然豊かな生活文化都市として、また市内外の人々が交流する観光交流都市としての景観形成が求められます。</p> <p>これまで育まれてきた自然・歴史・文化を最大限活用し、住みたい、住み続けたい、訪れたいと思われ、愛着が持てる景観形成が必要です。</p>	<p>安全・安心</p> <p>安全を守る道路強靱化及び避難経路の確保が必要</p> <p>市民生活、産業活動の基盤として、道路の利便性、快適性、安全・安心を確保するとともに、未曾有の災害に備えて道路の機能等を考慮し、道路の強靱化が必要です。</p> <p>更に、安心して歩いて暮らすことのできる環境を整えるため、歩行者目線（特に、子ども、子育て世代、高齢者）での歩道整備、バリアフリー化も必要となります。</p>
<p>安全・安心</p> <p>自然災害への備えが必要</p> <p>震災の体験を教訓として、市民が安心して暮らせる都市環境の形成を目指し、医療・福祉機能の充実、建築物や構造物の耐震・耐火性能の向上、道路・公園等における防災ネットワーク化、治山治水事業の推進等、災害リスクに対応できるよう、施設整備や防災活動を総合的に進めていくことが必要です。</p>	<p>安全・安心</p> <p>住民どうしの結びつきを深める地域コミュニティの構築が必要</p> <p>地域住民の結びつきを深めていくことが重要であり、協力し合える地域コミュニティの構築が必要です。</p> <p>こうした結びつきを深めていくことにより、日常生活だけでなく、災害時における助け合い（共助）にもつながることが期待でき、安全に安心して生活できるまちとして、魅力を高めることができます。</p>

※ストック効果：社会資本の効果の1つで、インフラが社会資本として蓄積され、機能することで継続的に中長期的にわたり得られる、安全・安心の効果、生活の質の向上効果、生産性向上の効果。

第2章 基本構想

1.都市づくりの理念

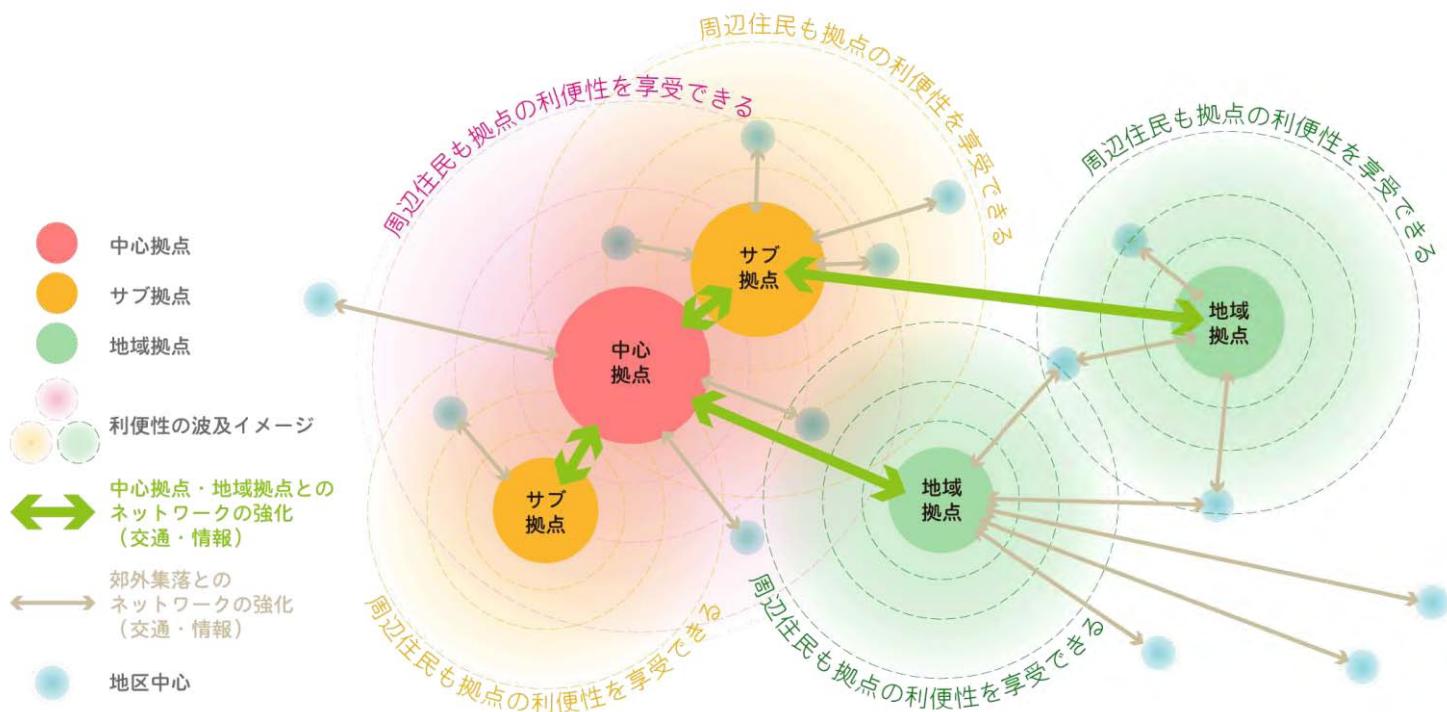
活力	安全と安心	調和（共生・協働・結びつき）
本市の福島市や郡山市に近いという恵まれた立地条件に加えて、スケールの大きい自然環境や由緒ある深い歴史文化資源等を活かし、人口減少・少子高齢化に対応できるよう都市機能の強化を図り、生活利便性や活力の向上、地域の発展を図ります。	公共施設やインフラの適切な管理を行うとともに、災害に対して強靭な基盤づくりを進め、誰もがいつまでも元気で暮らせるまちづくりを進めます。	住みよい愛されるまちを築くために、阿武隈川や安達太良山・阿武隈高地の山々等の貴重な自然環境と共生・調和するまちづくりを進めます。さらに、市民と行政が協力して行政施策を推進する協働や、地域住民どうしの絆や結びつきを深めるまちづくりを進めます。

2.将来都市像

集約・連携型都市構造による 市民の生活を豊かに育む持続可能なまち

人口減少、少子高齢化に対応し、地域特性を活かしながら自然環境と都市環境の調和のとれた総合的・計画的な持続可能なまちづくりを進めます。そのため、人口の高密度化や都市機能強化により各拠点の求心力を高め、各拠点どうしのネットワークを強化し、強靭な都市構造の骨格となる「集約・連携型都市構造」を構築します。さらに、拠点以外の住民にとっても、地域で住み続けられるよう、拠点の利便性や都市機能を享受できるよう連携を図ります。

[集約・連携型都市構造のイメージ]



3.都市づくりの目標

■市民生活の利便性が維持できる市街地の形成

都市機能と自然環境とが調和した持続可能な共生社会構築のために、都市機能が地域ごとに集約・維持され相互に連携する「集約・連携型都市構造」へと転換を図っていきます。

そのため、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、すでに基盤整備等が一定程度整い、拠点となるべき既成市街地を中心とした定住人口の誘導と都市機能の充実、土地の高度利用等を図り、都市規模に応じた効率的な市街地形成を目指します。

また、拠点となるべき既成市街地周辺の市民にとっても、利便性や都市機能を享受できる市街地を形成します。

■均衡ある地域間ネットワークの構築

教育、福祉、情報、就労等、生活に必要な機能・施設を維持し、市内外との交通、流通、交流等を活性化させるため、都市基盤整備の充実と地域間のネットワーク化（連携）を図ります。

■災害に対応できる強靭な市街地の形成

災害に対して、強く、しなやかに対応できる建物、インフラの整備及び維持管理が行き届いた市街地を形成します。

■個性を感じさせる景観の形成

二本松市らしい景観を形成する安達太良山、阿武隈川等の自然環境、温泉地、市街地郊外に広がる田園風景、街なかの縁、伝統文化等、未来へと受け継ぐべき資産の保全を図り、住む人が誇りに思い、訪れる人を魅了する都市づくりを目指します。

■協働によるまちづくりの具現化

市民意識の啓発や情報提供の充実等により、地域ごとに市民・事業者・行政が目指すべきまちづくりの目標を共有するとともに、その目標に向けて市民・事業者自らがまちづくりの主体となって積極的に参画する都市づくりを目指します。

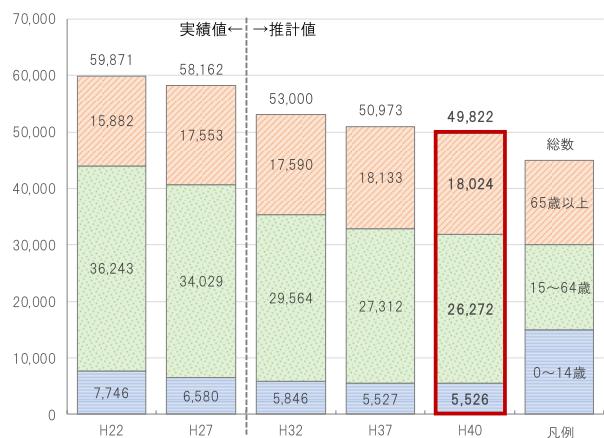
4.将来フレーム

(1)人口・世帯数フレーム

本計画においては全国的な人口減少社会の趨勢を踏まえて、中間年次（平成 32（2020）年）における将来人口を 53,000 人、本計画の目標年次（平成 40（2028）年）における将来人口を 49,822 人とします。

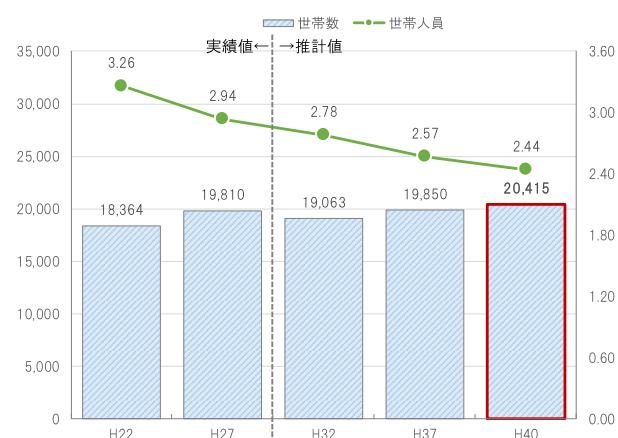
また、世帯数は、中間年次（平成 32（2020）年）における将来世帯数を 19,063 世帯、目標年次（平成 40（2028）年）における将来世帯数を 20,415 世帯とします。

[将来人口]



データ:H27までは国勢調査。H32は二本松市人口ビジョン。
H40は二本松人口ビジョンの推計値を用いて独自推計(線形補間)

[将来世帯数]



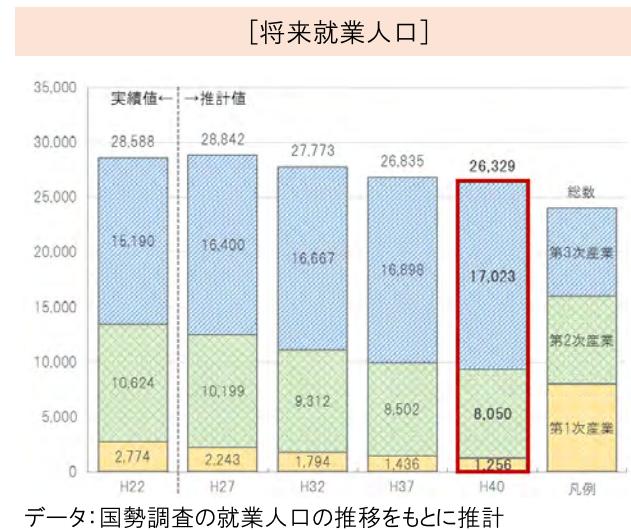
データ:H27までは国勢調査。H32以降は、国勢調査に基づく過去の世帯人員の動きから世帯人員を推計し、世帯人員と二本松市人口ビジョンの人口から世帯数を推計

(2)産業フレーム

第1次産業、第2次産業では、就業者は減少する見込みですが、第3次産業は増加することが予想されます。

特に、第1次産業は、平成22(2010)年の2,774人から平成40(2028)年には1,256人となり、約55%も減少する推計結果となっています。

のことから、中間年次(平成32(2020)年)における将来就業人口を27,773人、目標年次(平成40(2028)年)における将来就業人口を26,329人とします。



5.将来都市構造

(1)将来都市構造の考え方

市街地における都市機能と田園や山麓地域における自然環境とが調和した賑わいと魅力ある持続可能な共生社会を構築するために、人口や産業、都市機能が地域ごとにコンパクトに集約され相互に連携する“集約・連携型都市構造”への転換を目指します。

[将来都市構造の内容]

	中 心 拠 点	二本松駅及び二本松市役所とその周辺部を「中心拠点」と位置づけ、その求心力をさらに高めていくため、商業・サービス、文化機能等の集積・誘導を促進します。
	サ ブ 拠 点	杉田駅・安達駅とその周辺部を、中心拠点を補完する「サブ拠点」として位置づけ、商業・サービス、居住等の誘導を促進します。
	地 域 拠 点	小浜地区及び針道地区について、支所を中心に生活の利便性を高め、必要な機能の集積を促進する「地域拠点」として位置づけ、中心拠点を補完する役割を担い、地域の定住人口の安定に努めます。
	地 区 中 心	共通する地域特性を有する地区の中心を「地区中心」と位置づけ、コミュニティを支える環境づくりを行います。
	観 光 交 流 拠 点	温泉、山、高原、公園、さらには道の駅等の交流施設等について、それぞれの資源を十分に活かした取り組みを進める「観光交流拠点」と位置づけます。また、こうした諸資源をネットワーク化して、地域間交流を促進します。
	広 域 連 携 軸	東北の国土軸を担い本市と周辺都市とを結ぶ広域的な移動を支える軸として、広域交通機能の強化を図ります。
	都 市 骨 格 軸	中心拠点やサブ拠点、地域拠点を結ぶ主要骨格軸として、交通機能を強化します。
	地 域 連 携 軸	各地域内の地区中心間を結ぶ生活主要動線として、交通利便性を強化します。
	市 街 地・住 宅 ゾ ー ン	二本松駅周辺地区・杉田駅周辺地区から安達駅周辺に至る一帯を「市街地・住宅ゾーン」とし、住環境整備による良好な住宅環境の創出とともに、身近な商業・サービス業や業務機能の集積を誘導・促進し、賑わいのある市街地の形成に努めます。
	農 村 地 域 定 住 ゾ ー ン	市内各所に広がる農業・農村地区を「農村地域定住ゾーン」と位置づけ、農業振興地域においては、優良農地の保全と有効利用に努める一方、集落地域においては、農村定住地区として良好な居住環境の形成を図ります。
	工 業 ゾ ー ン	既成工業地区や新産業形成適地地区を「工業ゾーン」と位置づけ、工業・流通団地用地としての基盤整備の充実を図ります。
	觀 光 レ ク リ エ ー シ ョ ン ゾ ー ン	安達太良山麓地区一帯や阿武隈高地地区一帯を「觀光レクリエーションゾーン」と位置づけ、自然環境を活かした觀光地づくりを推進するとともに、畜産や林業基盤の整備にも努めます。また、森林の計画的な保全を図ります。

(2) 将来都市構造図





第3章 整備構想

1. 土地利用の基本方針

(1) 基本方針

① 住宅地

- ✓ 住宅市街地の無秩序な拡大の抑制、各拠点を中心とした市街地の形成を図る
- ✓ 土地利用の混在の解消、密集住宅市街地の改善、未利用宅地の活用や空家の利活用等を図る
- ✓ 住居系用途地域内の低未利用地における、秩序ある民間の住宅地開発を誘導する
- ✓ 中心拠点や地域拠点において、高齢者に対応した共同住宅等の整備を支援する
- ✓ 中心拠点・サブ拠点・地域拠点、地区中心において、定住人口の確保、地域コミュニティの維持に向けて支援する
- ✓ 農業集落地域において、無秩序な開発の抑制や農地・山林の保全等と調和したゆとりある住環境づくりを図る

② 商業地

- ✓ 中心拠点の商業地において、老朽化した商業・サービス機能の更新と多様な都市機能の集積による、歩いて暮らせる利便性が高い商業市街地を再編する
- ✓ 安達駅周辺において、秩序ある商業市街地を形成する
- ✓ 商業機能等の立地が進む市街地において、一定規模以上の集客施設の立地を抑制し、秩序ある土地利用を誘導する
- ✓ 杉田サブ拠点において、中心拠点を補完する機能として、商業・医療・福祉機能を集積・誘導する
- ✓ 小浜、針道の地域拠点において、日常生活を支える商業サービス機能の誘導や医療・福祉機能を維持する
- ✓ 地区中心において、最寄り品が身近に買える程度の商業立地を誘導する

③ 工業地

- ✓ 企業立地重点促進区域に指定されている市域を中心として、工業施設の集積を図る
- ✓ 工業団地整備については、周辺環境との調和を図り、比較的コンパクトな規模で、交通利便性が高い区域に計画する
- ✓ 用途地域内に点在する既存工場用地において、公害の発生を監視し、工業用地への移転・集約を積極的に誘導する

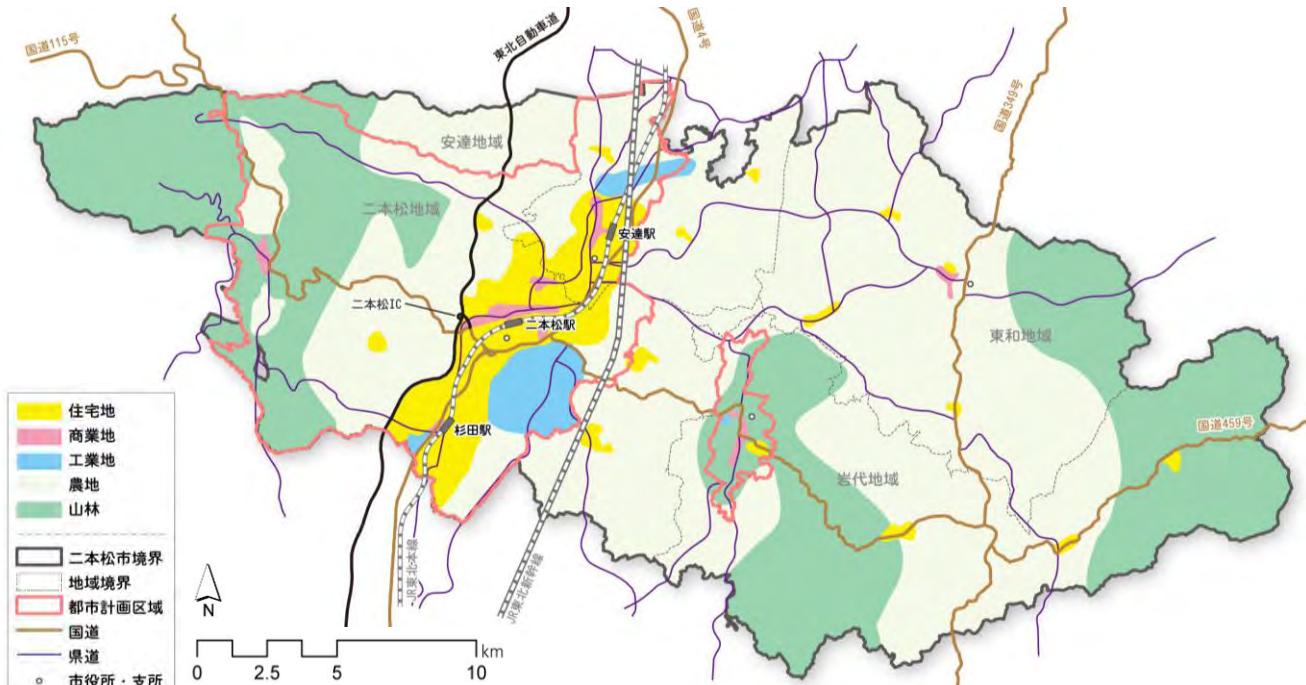
④ 農地

- ✓ 農業基盤の整備を進めながら宅地開発を極力抑制して農地を保全。あわせて、耕作放棄地再生に取り組む
- ✓ 用途地域周辺に点在している優良農地については、農業生産のほか身近な自然環境の場として位置づけ、無秩序な農地転用を防止する

⑤ 山林

- ✓ 磐梯朝日国立公園や阿武隈高原中部県立自然公園地域は、観光資源として活用しながら自然環境を保全する
- ✓ 市東西に広がる山林は、林業等の産業との共存を図りながら、自然環境や生態系等に配慮しながら、身近に自然と親しめる空間として整備する

(2) 土地利用方針図



2.交通体系整備の基本方針

(1) 基本方針

① 国道・主要幹線道路等

- ✓ 市民生活、産業活動の基盤として、道路の利便性、快適性、安全・安心を確保し、未曾有の災害に備えて道路の機能等を考慮し、代替機能の確保等により道路を強靭化する
- ✓ 国道459号は、県内他市町村を結び、かつ市内地域拠点間を結ぶ骨格的な路線であることから、車両のスムーズな通行が可能となるよう狭隘区間の早期解消を関係機関に働きかけ整備を推進する
- ✓ 主要地方道等の周辺市町村を結ぶ道路については、狭隘区間の解消を関係機関に働きかけ、整備を促進する
- ✓ 未整備となっている都市計画道路については、まちづくりの観点や道路機能の観点、各地域の道路網の観点から、その必要性を検討して廃止を含めた見直しを行い、要整備と評価される区間については計画的・段階的な整備を推進する

② その他の道路

- ✓ 生活道路は、幹線道路と有機的に連絡するよう配慮し、地域の防災性能や生活環境の快適性を向上させる
- ✓ 歩車道の分離や街路樹植栽等に合わせた歩道やコミュニティ道路の整備、適正な交通規制、障害物の除去等を体系的に行い、歩行者や自転車が安全・快適に通行ができるネットワークを形成する

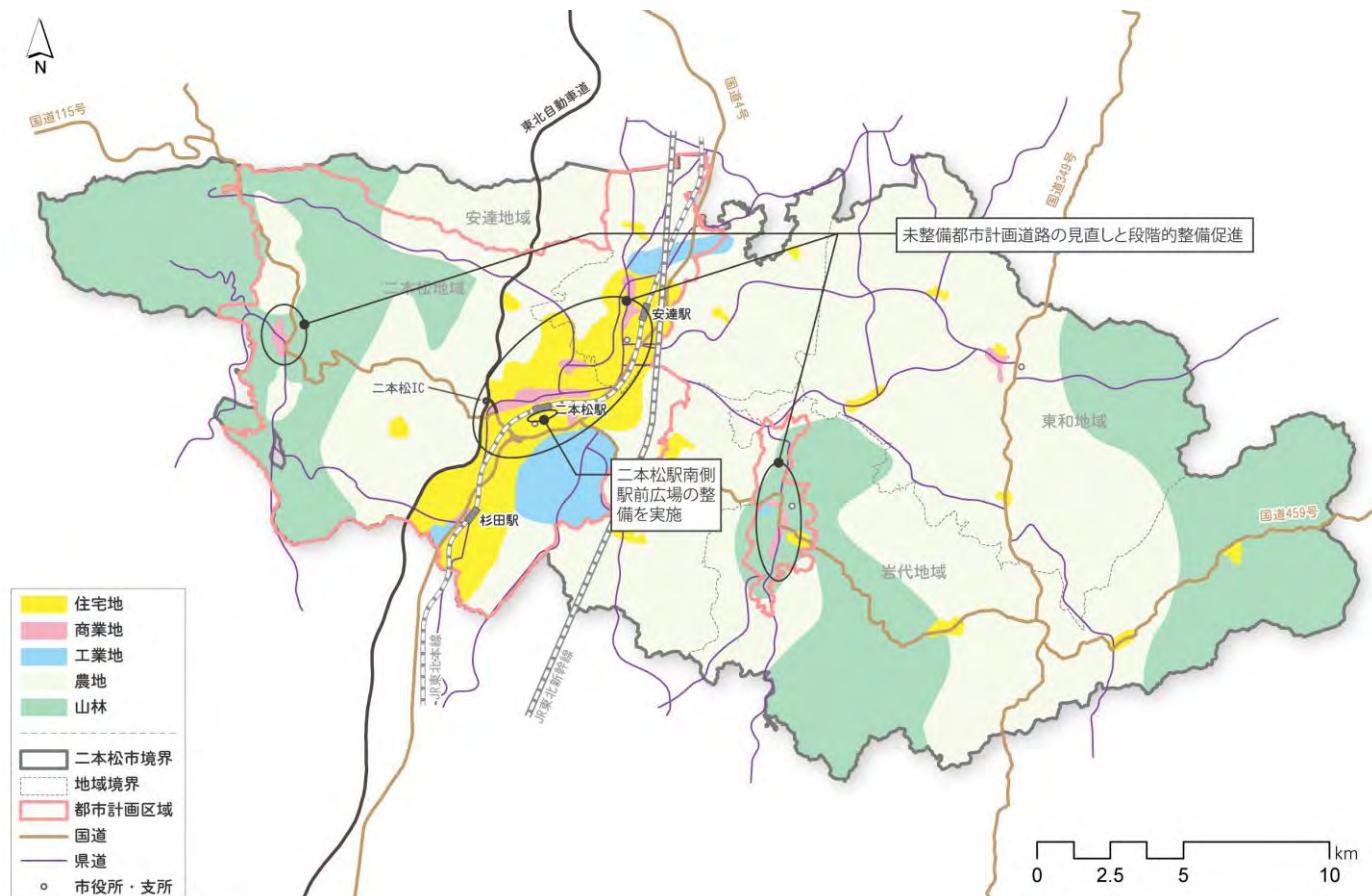
③ 公共交通

- ✓ 鉄道やバス等の公共交通については、市民が利用しやすく、地域間で均一的な公共交通サービスを享受できるよう、中心拠点や地域拠点を中心としたネットワークを構築する
- ✓ 広域及び地域内の移動を円滑にできるよう、鉄道とバスの乗り継ぎ利便性の強化や、広域・地域間ネットワークを担う乗合バスルートの再編のほか、地域内ネットワークを担うデマンド型乗合タクシーやコミュニティバス、福祉タクシー等を活用しながら、高齢者や児童・生徒等の移動手段を持たない交通弱者の生活交通を確保し、交通不便地域の解消に努める

④ 駐車場・駐輪場

- ✓ 二本松駅、杉田駅、安達駅周辺において、車利用者のための十分な駐車スペースと自転車利用のための駐輪場の確保を図る
- ✓ 主要な観光地においては、観光客が分かりやすい案内板の整備や駐車場の確保等により、アクセスを向上させる

(2) 交通体系整備方針図



3.都市施設整備の基本方針

(1)基本方針

①公園緑地整備の基本方針

ア.骨格となる緑

- ✓ 奥羽山脈や阿武隈山地、阿武隈川流域等の骨格となっている緑の保全に向け、「緑の基本計画」を策定する
- ✓ 磐梯朝日国立公園や霞ヶ城県立自然公園、阿武隈高原中部県立自然公園等の緑については、重点的な保全を図りながら、自然レクリエーションの場として利活用を推進する

イ.都市公園

- ✓ 子育て支援や観光振興に対応できるグリーンインフラとしての役割を担う都市公園機能の向上・充実を図る
- ✓ 都市公園の「機能」及び「立地」の再編（隣接施設との一体的利用等）、適切な維持管理、公園施設の老朽化への対応を行い、市民の豊かな生活や子育て環境の充実、市民の健康長寿命化等を促進する
- ✓ 本市の歴史・文化を象徴する霞ヶ城公園において、四季を通じて楽しめるような施設整備を推進する
- ✓ 新たな公園の整備に際しては、利用者の範囲や規模等を考慮しながら適正な公園配置に努める
- ✓ 公園の管理については、地域住民の協力を得ながら、市民との協働による維持管理体制を構築する

ウ.緑地

- ✓ まちの潤いを感じさせる観音丘陵の景観を保全する
- ✓ 生態系や美しい田園景観を保全する観点から、市街地周辺に見られる鎮守の森や農地、屋敷林等を保全する
- ✓ 阿武隈川等の河川緑地の保全を図るとともに、六角川や鯉川等の街なかを流れる河川については、極力親水空間の整備を進めるとともに河川沿いの緑化を進め、身近な自然環境としての空間づくりを推進する

エ.緑化

- ✓ 市街地においては、地区計画や緑地協定等による宅地内の緑化を図り、潤いのある環境を形成する
- ✓ 工業団地や公共公益施設等においては、周辺環境に調和した緑化を誘導する
- ✓ 都市計画道路の整備に際して街路樹植栽を充実するとともに、その他の道路においても沿道住民や事業所の協力を得ながら、花壇の設置等による緑化を推進する
- ✓ 観光施設周辺において緑の保全や緑化を進め、彩りと潤いのある環境を形成する

②河川整備の基本方針

- ✓ 阿武隈川について、河川沿いで整備されている川面河畔公園・稚児舞台公園・島山公園の充実に努め、河畔林を保全しながらレクリエーションスペースとしての水辺空間の活用を推進する
- ✓ 六角川や鯉川をはじめとする市街地を流れる河川では、極力周辺住民が憩えるような親水空間を整備する
- ✓ 地域住民の身近な河川については、自然空間として小川遊びができる環境づくりに努めるとともに、災害防止のための整備を検討する
- ✓ 各地に点在する沢・湧水について、周辺環境を含めて一体的に自然環境を保全する
- ✓ 都市化の進展により開発される土地については、雨水の地下浸透や一時貯留の推進により、開発に伴う流出抑制や地下水の涵養に努める

③供給処理施設整備の基本方針

ア.上水道

- ✓ 安定的な上水の供給を確保するために、水源となる山林の保全を図りながら、関連施設・設備を適切に維持・管理する
- ✓ 一部の未給水地域の早期解消に取り組むとともに、水源、水質の監視強化を図り、安全な上水供給に努める
- ✓ 水道施設の老朽化への対応（長寿命化）や地震等の災害に強く、安定供給できる水道施設の強靱化を図る

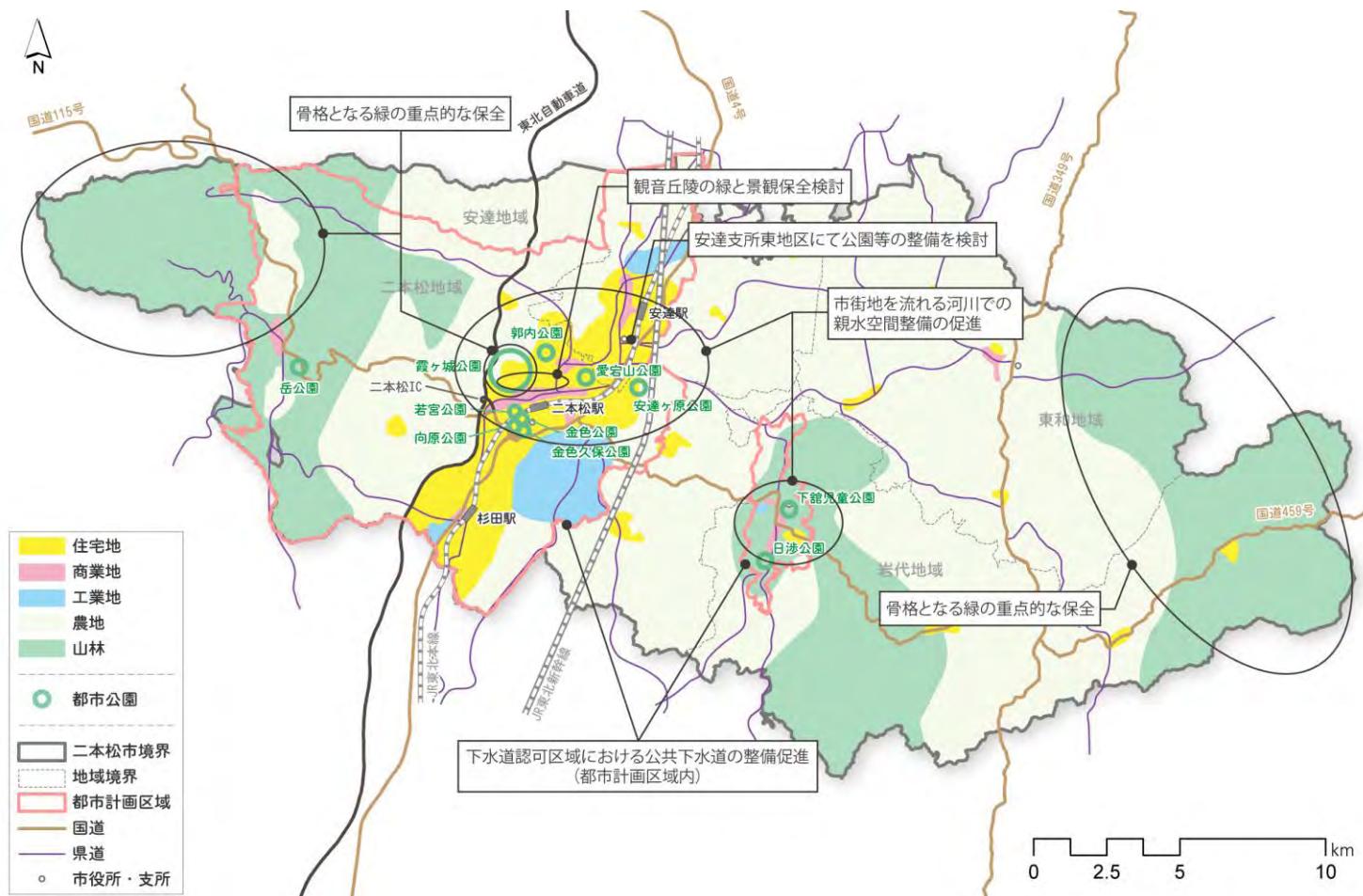
イ. 下水道

- ✓ 公共下水道については、概成をむかえているが、下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の改築・更新を適切に進める
- ✓ 供用を開始した区域内の下水道への接続を促進し、下水道の接続率の向上を図る
- ✓ 都市計画区域のうちの事業未認可区域においては、地域の土地利用や開発動向に鑑みながら、適切な事業化を推進する
- ✓ 都市計画区域外においては、各家庭等における合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、生活排水路の整備を推進する
- ✓ 市内全域にわたって水洗化を促進するために、水環境保全の意識啓発や合併処理浄化槽への助成制度の充実を図り、汚水処理施設の利用率の向上を図る
- ✓ 環境に配慮しつつも、災害に強く、災害時においても利用可能な下水道施設の強靭化を図る

ウ. その他の施設

- ✓ ごみの減量化やリサイクル運動等を推進しながら、ごみのリサイクルシステムを確立するために、広域的な連携のもと関連施設の整備を推進する
- ✓ 生活排水汚泥や家畜糞尿、生ごみ等の未利用資源の再資源化に向けた体系的な施設整備を推進する

(2)都市施設整備図



4. 景観・環境形成の基本方針

(1) 基本方針

① 景観

ア. 自然景観

- ✓ 豊かな自然環境を象徴する山地において、無秩序な開発による景観破壊を防止するとともに、山林の適切な管理や野立て広告物等の規制、粗大ゴミ等の不法投棄の防止等により、良好な景観を保全する
- ✓ 人と自然が調和しながら維持されてきた里山周辺において、人の手が加わり保たれてきた美しい樹林地や農地等の保全を図るとともに、周辺環境に調和する建築物のデザイン誘導等を進め、のどかな田園風景を維持・保全する
- ✓ 河川空間においては、生物の生息に配慮した工法等による河川改修や親水空間整備を進め、身近な自然環境を感じさせる景観を形成する

イ. 文化的景観

- ✓ 城下町としてのたたずまいや様々な伝統行事等、本市独自の文化や歴史的風情を感じさせるような要素を取り入れた景観整備を推進する
- ✓ 霞ヶ城公園や岳温泉等の主要観光地において、地域の環境に調和する案内板、標識等サイン類や街並みを整備する
- ✓ 智恵子抄の中で謳われている「ほんとの空」を感じられる安達太良山と青い空を望めるよう、建築物の高さに配慮する

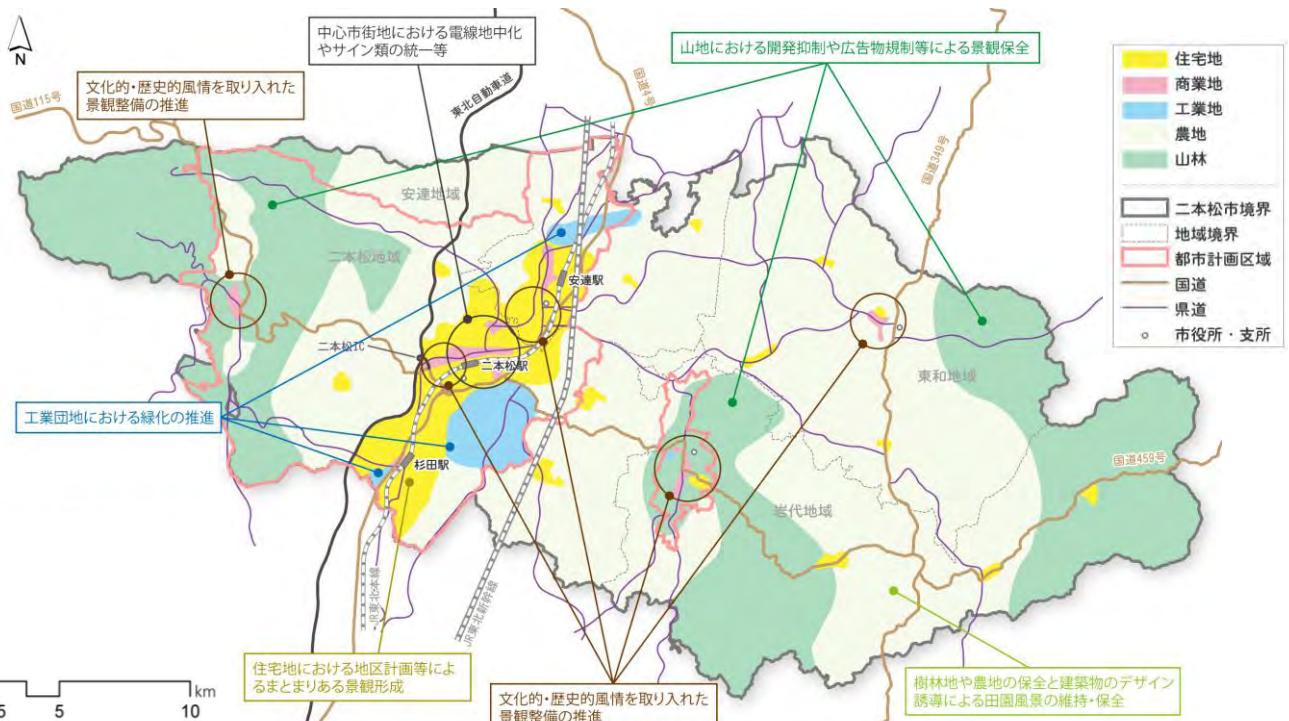
ウ. 都市景観

- ✓ 中心市街地において、電線の地中化や屋外広告物の適正設置、看板や色彩の統一、サインのデザイン・緑化、城下町や旧奥州街道等の歴史を取り入れた都市景観の整備等により、風格とにぎわいを感じさせる街並みの形成を誘導する
- ✓ 住宅地において、地区計画や建築協定・緑化協定等を積極的に活用し、建物形態や色彩の統一及び生垣づくり等、住民主体によるまとまりある景観づくりを推進する
- ✓ 工業団地において、緩衝緑地帯の確保や修景木の植栽等、周辺環境と調和した景観形成を誘導する
- ✓ 幹線道路等において、適正な沿道土地利用や建築物のデザイン、看板類の誘導等により、良好な道路景観を形成する
- ✓ 竹田根崎地区や岳温泉地区では、地域の魅力ある景観づくりのための協定が住民の主体的な取り組みにより結ばれており、今後、こうした取り組みを一層広げていくために積極的に支援する

② 環境

- ✓ 環境への負荷の軽減を図るため、多くの市民が利用する市役所や学校等の公共公益施設において、省エネルギー化と太陽光発電、バイオマス資源の活用、小水力発電等の新エネルギーを積極的に導入する
- ✓ 市民の省エネルギーへの取り組みを促すよう、啓発を推進するとともに、関連制度を充実する
- ✓ 地球温暖化を抑制するために、CO₂の排出量の少ない車両の積極的な導入に努め、利用を推進する。また、路線バスの低公害化を推進するため関係機関と調整する

(2) 景観・環境形成方針図



5.安全・安心のまちづくりの基本方針

① 医療・福祉施設

- ✓ 市民の日常生活を支える医療・福祉サービスについて、地域間の不均衡が生じないよう、中核的な病院と診療所の適切な配置を図り、相互の密接な連携のもと地域密着型のサービス事業を進めるため、関係機関に働きかける

② 人にやさしいまちづくり

- ✓ 新たな道路整備では、歩道の段差解消等のユニバーサルデザインを基本とした整備を推進する
- ✓ 既存道路で問題のあるところは、壁面後退による歩道幅員の確保や歩道部分の切り下げ、段差を解消する等バリアフリー化を推進する
- ✓ 公共公益施設や一定の民間集客施設においては、手すりの設置や段差の解消、障がい者用駐車場所の確保、障がい者トイレの設置等を促進する
- ✓ 高齢化がますます進展する見通しの中で、安全で快適な生活を支えるための土地利用や施設整備を推進する

③ 地域防災

- ✓ 山地や丘陵地等において、土砂災害防止のための山林の保全や急傾斜地崩壊防止対策を推進するとともに、水害防止に向け、河川改修の推進、また、安達太良山火山災害について注意を向け、対策を検討する
- ✓ 市街地において、建物等の耐震・耐火性の向上を図るとともに、避難路や避難場所の体系的な整備を進め、安全な市街地環境を形成する
- ✓ 災害危険箇所等のハザードマップの更新・周知等により、市民の防災意識の高揚を促進する

④ 居住環境

- ✓ 市営住宅の建替え等に際して、居住水準の向上に資する住戸を整備するとともに、高齢者向け住戸において緊急時通報システムを導入する
- ✓ 地域の公園等において、子どもが安心して遊べ、内部を外部から見通すことができるよう、植栽を適切に配置する
- ✓ 夜間でも安心して通行できるよう、街路灯設置の充実を図る
- ✓ ITを活用した行政サービスの向上や、地域情報の受発信、市民の情報交流を支援する

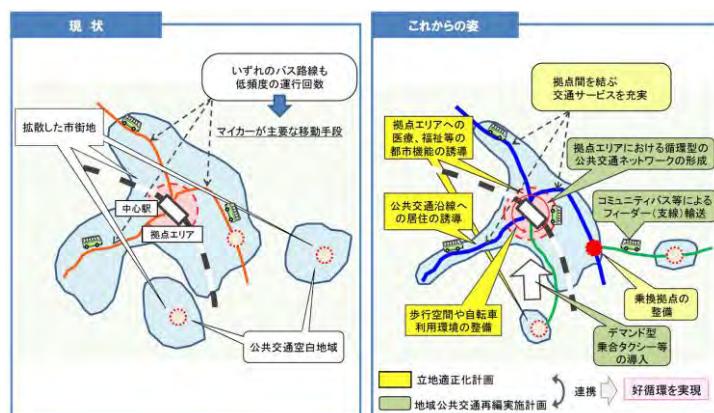
⑤ 住民どうしの結びつきを深めるコミュニティづくり

- ✓ 人口減少や少子高齢化に伴う、地域コミュニティの希薄化を防ぐため、身の回りの人との心が通い合う結びつきを深め、どんな人とも協力し合える地域コミュニティの構築を促進する

6.立地適正化基本方針

(1)立地適正化計画とは

- ✓ 都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題
- ✓ こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスができる等、福祉や交通等も含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方で進めていくことが重要



出典:改正都市再生特別措置法等について(国土交通省)

(2)基本方針

- ✓ 人口減少、少子高齢化の進行を見据え、商業サービス、医療・福祉サービス、子育て支援サービス等、市民生活に欠かせない都市機能の維持・充実を図り、持続可能な市となるよう、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定する
- ✓ 立地適正化計画に基づき、本市の重要な拠点である「中心拠点・地域拠点」において、都市機能誘導区域、居住誘導区域の指定を検討し、国等の支援策を活用しながら、開発や施設を計画的に誘導する

第4章 地域別構想

1.二本松地域

(1)地域づくりのテーマ

安達太良山の自然と城下の歴史文化に彩られる活力のある生活・交流の地域づくり

安達太良山の豊かな自然のもと風格のある歴史と伝統文化を育んできた誇りを受け継ぎながら、都市機能集積と広域的なレクリエーション機能を備えることにより、快適な都市生活と活発な観光交流が行われる地域を目指します。

(2)地域づくりの基本方針

①中心市街地再生に向けた土地利用誘導と都市施設整備を推進します。

本市の経済・産業・生活利便性を牽引する拠点として、歩いて暮らせる利便性の高い中心市街地を形成し、人口回復と商業等の賑わいを再生するために、商業・サービス・文化・福祉・居住等の機能集積と適正配置、そのための適切な都市基盤施設の整備を推進します。

②住宅市街地において安全で快適な居住環境の形成を図ります。

戸建住宅が中心の住宅市街地において、安全で快適な居住環境を形成するために、建物用途の混在防止や道路・公園等の生活基盤の整備を推進します。

③二本松の顔となる魅力ある地域づくりを進めます。

二本松駅周辺をはじめとする中心市街地のほか、霞ヶ城公園周辺や岳温泉周辺等において、まちの歴史と文化を感じさせる魅力ある景観形成を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した環境整備を推進します。

(3)土地利用の方針

- ✓ 中心拠点に位置する中心市街地において、商業・サービス・医療・文化・福祉・居住等の複合機能の集積を誘導し、土地の高度利用を推進し、市全域を牽引する利便性の高い市街地を形成する
- ✓ 住宅市街地においては、戸建住宅を中心とする良好な住宅地の形成に向けて、必要に応じて用途地域の見直しを行なうながら、工業施設や一定規模以上の商業施設の立地を抑制する
- ✓ 地域南部の阿武隈川周辺において、工業施設の立地を誘導する
- ✓ サブ拠点となる杉田駅周辺において、中心市街地を補完する機能として、地域の生活ニーズに対応する商業・福祉・医療施設等の集積・誘導を図る
- ✓ 杉田川南部（長命地区）において、工業施設の立地を誘導する
- ✓ 塩沢、岳温泉、原セ、石井、大平を地区拠点として位置づけ、日用品の買い物ができる程度の商業機能の立地を誘導する
- ✓ その他の郊外地域において、農地や里山の保全を図りながら、土地利用動向や開発動向に応じて、地区計画の導入や都市計画区域の見直しを検討する
- ✓ 安達太良山一帯においては、豊かな森林環境の保全を図りながら、岳温泉をはじめとするレクリエーションエリアでの、周辺環境に調和した開発を誘導する

(4)道路・交通体系整備の方針

- ✓ 都市計画道路のうち長期未着手道路について、周辺の土地利用動向を勘案しながら、必要に応じて幅員の見直しや廃止を検討する
- ✓ 立地適正化計画と連携し、中心拠点・サブ拠点・地域拠点とのネットワークを強化する
- ✓ 二本松駅南地区整備事業にて、駅前広場とアクセス道路の整備を進める
- ✓ 緊急車両の進入が妨げられるような狭隘道路の解消に努めるとともに、歩車道の分離や歩行空間のバリアフリー化を推進する
- ✓ 地域の生活を支える市道の未整備区間の整備を推進する
- ✓ 地域住民の移動利便性を確保するために、中心市街地と地区中心とを結ぶ路線バスの運行による路線網の再編や、福祉タクシー（巡回福祉車両ようすかー）を運行するとともに、中心市街地内において鉄道駅や商店街、霞ヶ城公園等を連絡する回遊バスの運行を検討する

(5)公園・緑地整備の方針

- ✓ 二本松城跡前の整備と安達ヶ原ふるさと村の整備を進める
- ✓ 市街地において、公園・緑地や街路樹、公共施設等公共空間の緑化を充実し、緑のネットワーク化を推進する
- ✓ 市街地の背景となる観音丘陵の緑を保全するために、景観保全を検討する
- ✓ 地域住民の参加による既存公園・緑地の維持・管理手法について検討する
- ✓ 一体的に開発された住宅団地等において、緑地協定等による民有地緑化を誘導する

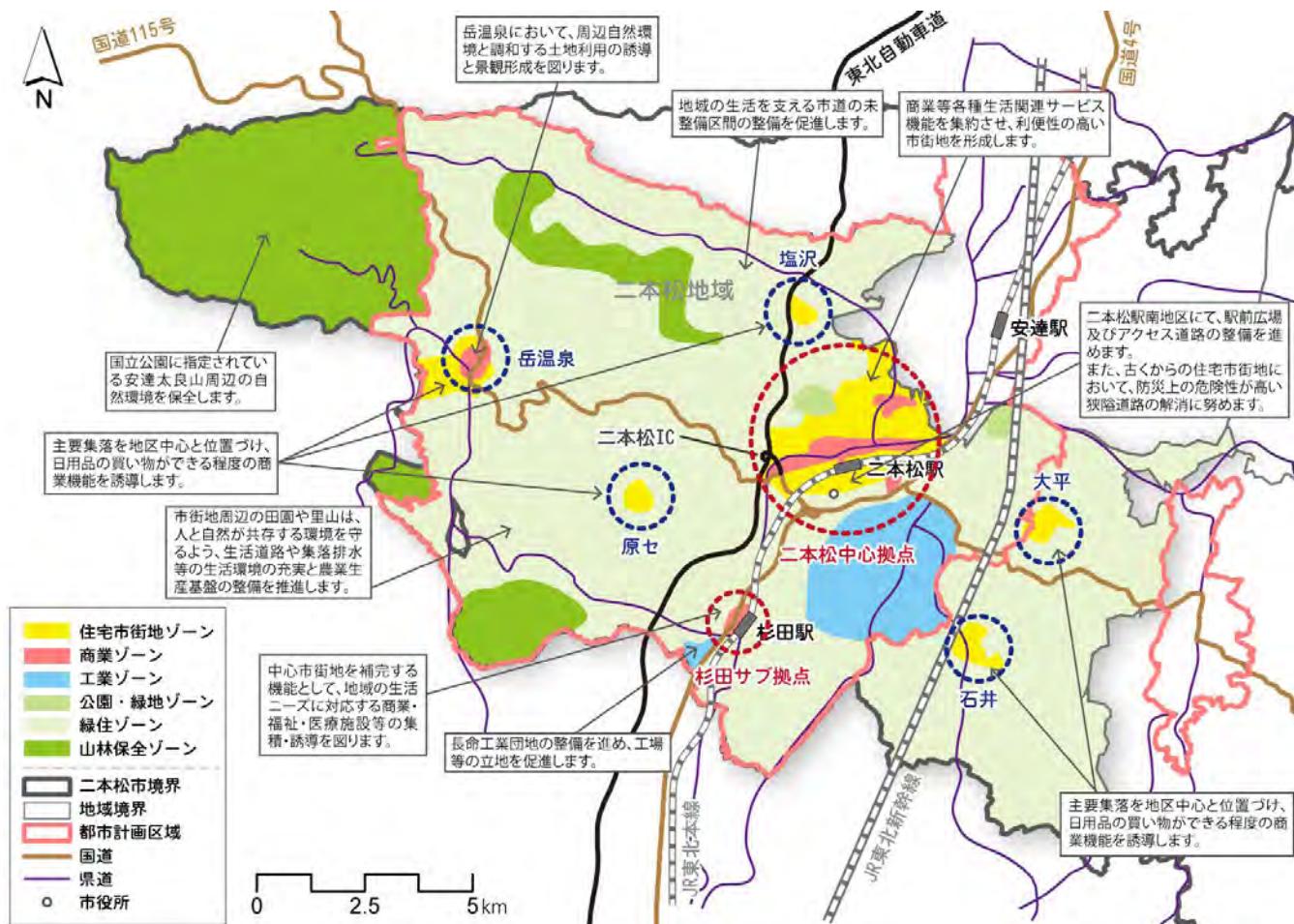
(6)景観形成の方針

- ✓ 市の顔となる二本松駅周辺や旧奥州街道沿道地区において、まちの歴史と文化を感じさせるよう、電線類地中化や屋外広告物の適正配置、歴史を感じさせる建物デザインの誘導により、統一感ある街並みを形成する
- ✓ 霞ヶ城公園周辺や観音丘陵周辺、安達太良山の主要な視点となる場所においては、これらの景観を阻害しないよう、大規模建築物の立地を規制する
- ✓ 街路事業等により一斉に建物の建替えが生じる際に、沿道地権者の協定等による建物の協調化を図り、街並み形成を誘導する
- ✓ 新規に開発される住宅団地においては、建物の外観や配置等について、協定等のルール化による良好な街並み形成を誘導する
- ✓ 地域清掃や花植等、市民による良好な景観づくりを推進する

(7)その他の方針

- ✓ 行政施設、文化・コミュニティ施設、銀行等不特定多数の市民が利用する施設において、ユニバーサルデザイン化を推進する
- ✓ 公共公益施設の耐震・耐火性の向上、適切な維持管理・長寿命化を図る
- ✓ 下水道施設・排水施設の未整備地区の整備を促進し、適切に維持管理・長寿命化を図る
- ✓ 地震災害、土砂災害、洪水災害、火山災害等の自然災害に対応できる、強靭な都市施設を整備するとともに、安全に避難できる避難ルートや避難場所の整備、避難訓練を推進する
- ✓ 子どもや高齢者をはじめとした市民が安心・安全に生活できるよう、防犯対策を推進する

(8)二本松地域整備方針図



2.安達地域

(1)地域づくりのテーマ

田園環境と生活環境が調和し ゆとりある暮らしが営まれる地域づくり

のどかな里山の環境や地域文化を守りながら、快適で便利な都市的生活を営むことができる生活機能が備わった、自然共生型の地域を目指します。

(2)地域づくりの基本方針

①中心市街地を補完する各種都市機能の集積と都市基盤施設の充実を図ります。

安達駅周辺において、中心市街地を補完する商業・サービス・文化・福祉・居住等の機能集積と適正配置、そのための適切な都市基盤施設整備を推進します。

②自然と調和する安全・快適な生活環境の創出を図ります。

地域の特徴である豊かな田園や里山の自然環境と調和した暮らしができるよう、農地の無秩序な宅地化等を適切に抑止しながら、必要な生活基盤施設の充実に努めます。

③地域固有の資源を活用した魅力ある地域づくりを図ります。

智恵子の生家や稚児舞台、道の駅「安達」智恵子の里（上り線、下り線）等の個性ある資源を活かした魅力ある地域づくりに向けて、観光振興を行うとともに、景観形成、ユニバーサルデザインに配慮した環境整備を推進します。

(3)土地利用の方針

- ✓ サブ拠点となる安達駅周辺において、立地適正化計画と連携して、商業・サービス・医療・文化・福祉・居住等の複合機能集積を誘導する。また、関連する都市基盤施設整備を推進し、利便性の高い市街地を形成する
- ✓ 渋川、上川崎、下川崎を地区中心として位置づけ、日用品の買い物ができる程度の商業機能の立地を誘導する
- ✓ その他の郊外地域において、農地や里山の自然と調和した生活が営めるよう、無秩序な宅地化や開発を規制しながら、生活道路や集落排水等の生活基盤を充実させる。特に、住民要望が高く合意形成が図られる地区においては、地区計画の導入による生活環境整備を誘導する
- ✓ 安達太良山麓一帯においては、豊かな森林環境を保全する

(4)道路・交通体系整備の方針

- ✓ 道路については、他市町村との広域連絡、市内の拠点間連絡、及び地域拠点と集落との連絡等に資する体系的な道路網を整備する
- ✓ 都市計画道路のうち長期末着手道路について、周辺の土地利用動向を勘案して必要に応じて幅員の見直しや廃止を検討する。特に、安達駅福岡線については、安達駅周辺整備に合わせ、早期に整備を推進する
- ✓ 緊急車両の進入が妨げられるような狭隘道路の解消に努めるとともに、歩車道の分離や歩行空間のバリアフリー化を推進する
- ✓ 既存集落等における生活道路の計画的な改良と、安全・快適な歩行空間の整備を推進する
- ✓ 地域住民の移動利便性を確保するために、鉄道本数拡充や一部乗合バス路線の維持、デマンド型乗合タクシーやコミュニティバスの維持・充実を図る

(5)公園・緑地整備の方針

- ✓ 安達支所東地区にて、公園等の整備を検討する
- ✓ 市街地において、公園・緑地や街路樹、公共施設等公共空間の緑化を充実し、智恵子の杜公園を核とした緑のネットワーク化を推進する
- ✓ 地域住民の参加による既存公園・緑地の維持管理手法について検討する
- ✓ 稚児舞台や寺社等の特徴ある緑の適正な利用と保全を図る
- ✓ 一体的に開発された住宅団地等においては、緑地協定等による民有地緑化を誘導する

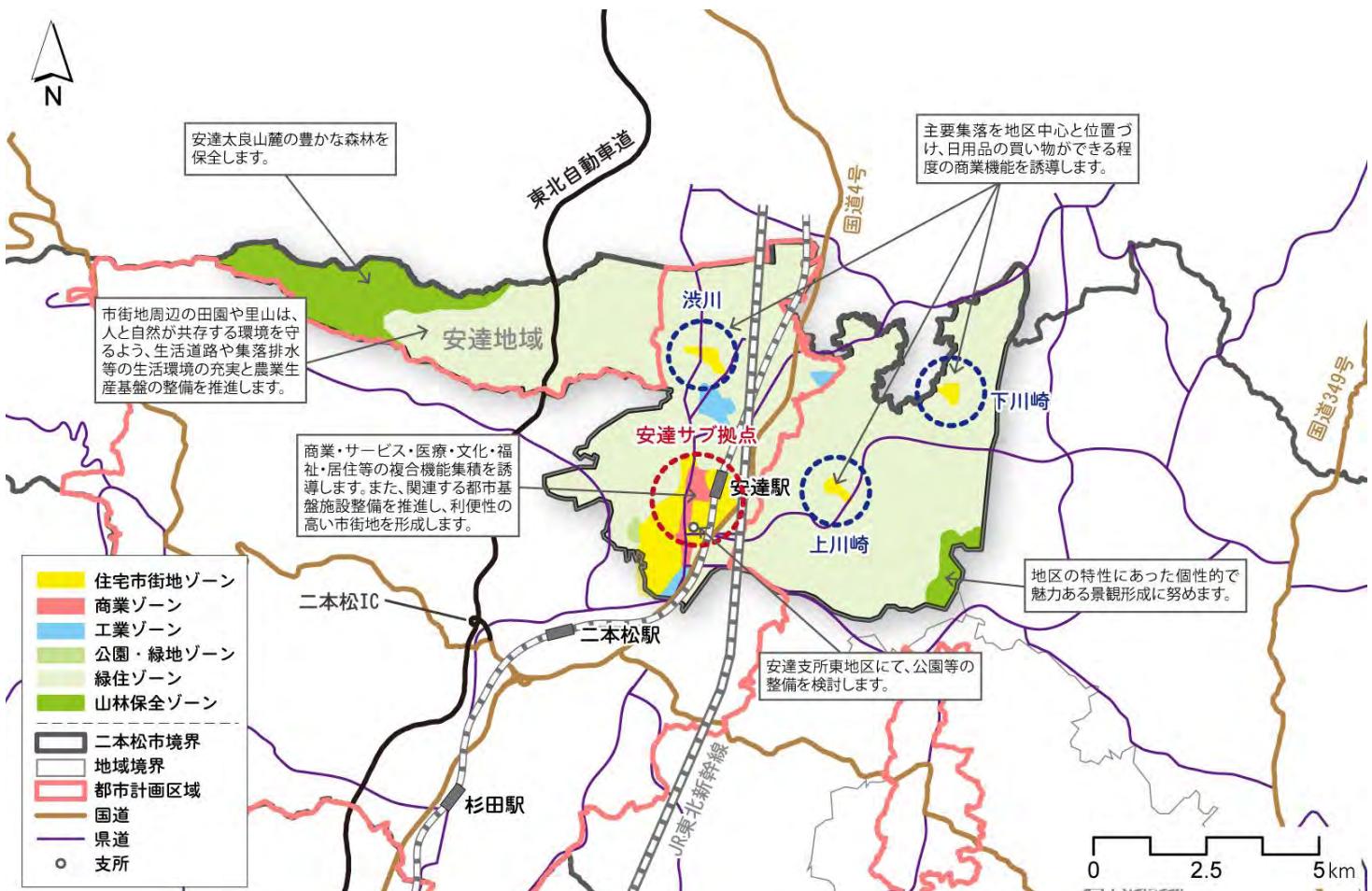
(6)景観形成の方針

- ✓ 旧奥州街道沿いにおいて、歴史的な地名や街割、歴史ある建築物が醸し出す風情を大切にした街並みを形成する
- ✓ 新規に開発される住宅団地においては、建物の外観や配置等について、協定等のルール化による良好な街並み形成を誘導する
- ✓ 街路事業等により一斉に建物の建替えが生じる際に、沿道地権者の協定等による建物の協調化を図り、街並み形成を誘導する
- ✓ 文化財周辺等においては景観地区指定等による保全や、安達太良山麓における豊かな森林環境を保全する
- ✓ 智恵子抄の中で謳われている「ほんとの空」を感じられる、安達太良山と青い空を望める主要な視点となる場所においては、これらの景観を阻害しないよう、大規模建築物の立地を規制する
- ✓ 地域清掃や花植等、市民による良好な景観づくりを推進する

(7)その他の方針

- ✓ 行政施設、文化・コミュニティ施設、銀行等不特定多数の市民が利用する施設において、ユニバーサルデザイン化を推進する
- ✓ 公共公益施設の耐震・耐火性の向上、適切な維持管理・長寿命化を図る
- ✓ 下水道施設・排水施設の整備・充実を促進し、適切に維持管理・長寿命化を図る
- ✓ 轟川の改修を促進する
- ✓ 地震災害、土砂災害、洪水災害、火山災害等の自然災害に対応できる、強靭な都市施設を整備するとともに、安全に避難できる避難ルートや避難場所の整備、避難訓練を推進する
- ✓ 子どもや高齢者をはじめとした市民が安心・安全に生活できるよう、防犯対策を推進する

(8)安達地域整備方針図



3.岩代地域

(1)地域づくりのテーマ

独自の生活環境と文化を守り育てる 活力と持続力ある地域づくり

奥行きある阿武隈の山々に抱かれ育まれた、独自の生活環境や文化を守り育てながら、生活機能とレクリエーション機能を強化し、活力と持続力ある地域を目指します。

(2)地域づくりの基本方針

①小浜地域拠点において生活利便性を高める機能集積と基盤整備を進めます。

公共公益施設、商業施設や住宅等を適切に誘導配置し、利便性の高い生活拠点形成に努めます。また、企業誘致を推進し働く場の確保に努めます。

②自然と調和する安全・快適な生活環境の創出を図ります。

農山村地域において、農地や山林の適正管理に努め荒廃を防ぐとともに、生活道路や排水施設、身近な福祉・集会施設等の生活基盤整備を推進し良好な生活環境の向上に努めます。

③地域固有の文化資源を活かした個性ある地域づくりを進めます。

豊かな自然や景観、歴史的な史跡・名勝、さらには巨木・名木、伝統的な芸能・祭り・行事等の多様な地域資源に恵まれているため、これらを活かした地域の活性化を進めます。

(3)土地利用の方針

- ✓ 小浜地区においては、既存の施設立地を踏まえながら、地域の生活ニーズに対応する商業・福祉・医療施設等を集積・誘導する
- ✓ 新殿、百目木、田沢を地区中心として位置づけ、日用品の買い物ができる程度の商業機能の立地を誘導する
- ✓ その他の地域においては、農山村集落の維持・保全とあわせて農地や里山の保全を図るとともに、開発動向に応じて都市計画区域の見直しを行う等、地域の実態に即した適切な土地利用を誘導する
- ✓ 阿武隈高原中部県立自然公園に含まれる日山周辺等においては、豊かな森林環境を保全する

(4)道路・交通体系整備の方針

- ✓ 中心拠点との道路・交通体系を強化し、アクセス性の向上を図り、小浜地域拠点の利便性を向上させる
- ✓ 岩代地域の住民が、小浜地域拠点の都市機能を享受できるよう、道路や公共交通によるアクセス性を向上させる
- ✓ 都市計画道路のうち長期末着手道路について、周辺の土地利用動向を勘案し、必要に応じて幅員の見直しや廃止を検討する
- ✓ 緊急車両の進入が妨げられるような狭隘道路の解消に努めるとともに、歩車道の分離や歩行空間のバリアフリー化を推進する
- ✓ 農山村集落の生活道路の計画的な改良と、安全・快適な歩行空間の整備を推進する
- ✓ 地域住民の移動利便性を確保するために、デマンド型乗合タクシーやコミュニティバスの維持・充実を図る

(5)公園・緑地整備の方針

- ✓ 身近な小公園等の整備充実を進めながら下館児童公園（小浜城跡）を核とした緑のネットワークを形成する
- ✓ 既存公園・緑地の良好な維持管理を行うため、地域住民の参加による維持管理手法について検討する
- ✓ 一体的に開発された住宅団地等においては、緑地協定等による民有地緑化を誘導する
- ✓ 杉沢の大杉や寺社等の特徴ある緑を適正に保全する

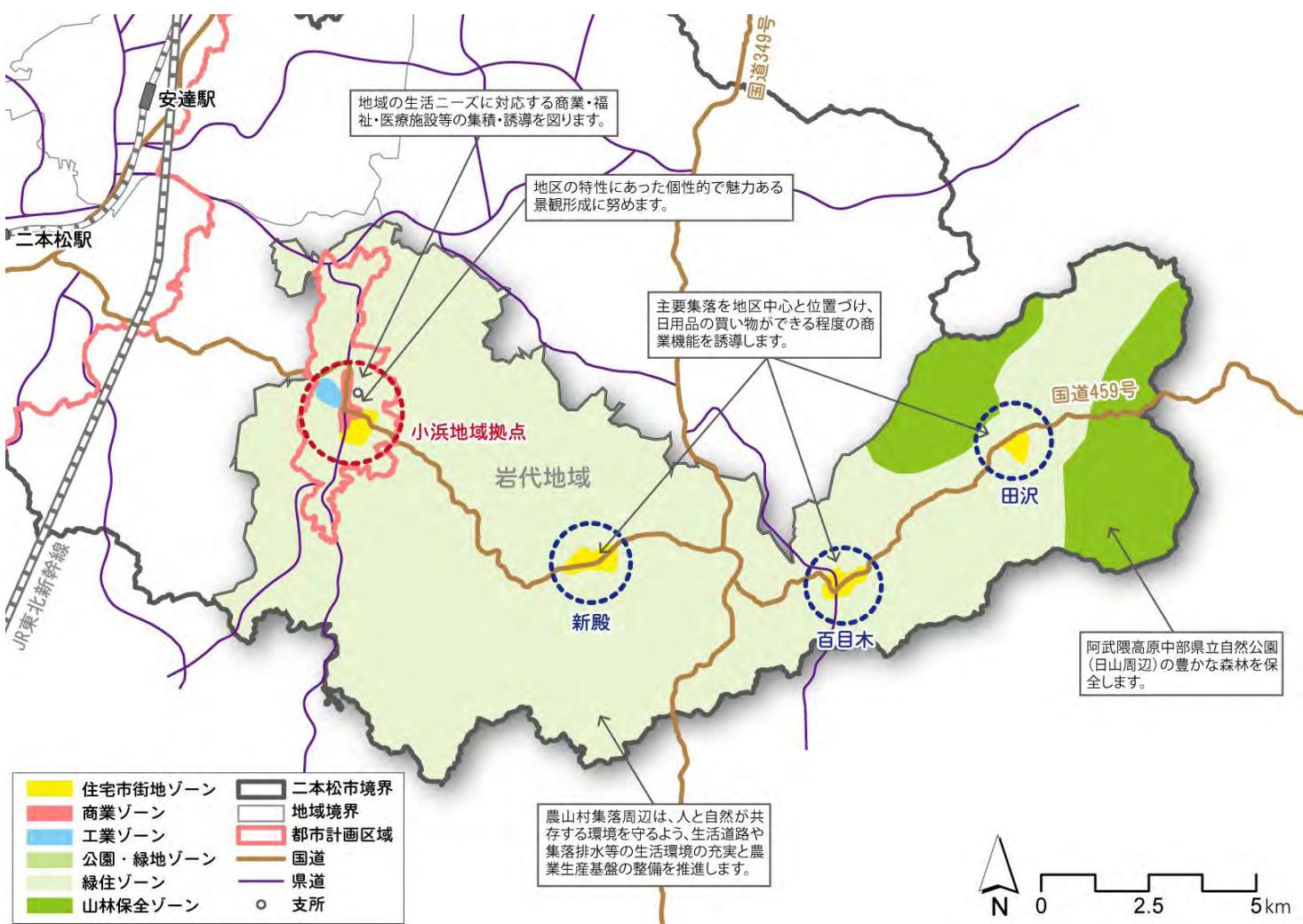
(6)景観形成の方針

- ✓ 阿武隈の自然に抱かれた豊かな緑や清流、小浜城跡等の由緒ある歴史景観等の特色あるふるさと景観の保全と活用の取り組みを推進する
- ✓ 特に、旧城下町の歴史を有する小浜市街地では、歴史的な地名や街割、歴史ある建築物が醸し出す風情を大切にした回遊できる街並みを形成する
- ✓ 新規に開発される住宅地においては、建物の外観や配置等について、協定等のルール化による良好な街並み形成を誘導する
- ✓ 農山村集落では、自然の保全と文化の継承を図りながら、のどかな農村風景の創出を図る
- ✓ 地域清掃や花植等、市民による良好な景観づくりを推進する

(7)その他の方針

- ✓ 行政施設、文化・コミュニティ施設、銀行等不特定多数の市民が利用する施設において、ユニバーサルデザイン化を推進する
- ✓ 公共公益施設の耐震・耐火性の向上、適切な維持管理・長寿命化を図る
- ✓ 下水道施設・排水施設の未整備地区の整備を促進し、適切に維持管理・長寿命化を図る
- ✓ 地震災害、土砂災害、洪水災害等の自然災害に対応できる、強靭な都市施設を整備するとともに、安全に避難できる避難ルートや避難場所の整備、避難訓練を推進する
- ✓ 子どもや高齢者をはじめとした市民が安心・安全に生活できるよう、防犯対策を推進する

(8)岩代地域整備方針図



4. 東和地域

(1) 地域づくりのテーマ

固有の資源を守りながら他地域との連携を強め 自立的で生活利便性の高い地域づくり

特徴ある文化資源を守り地域の誇りを大切にしながら、不足する生活機能を他地域との連携を含めて補いながら、自立的で利便性の高い地域を目指します。

(2) 地域づくりの基本方針

① 針道地域拠点において生活利便性を高める機能集積と基盤整備を進めます。

公共公益施設や商業施設、住宅等の配置を適切に誘導し、利便性の高い生活拠点の形成に努めます。

② 自然と調和する安全・快適な生活環境の創出を図ります。

農山村地域において、農地や山林の適正管理に努めて荒廃を防ぐとともに、生活道路や排水施設、身近な福祉・集会施設等の生活基盤整備を推進し、良好な生活環境の向上に努めます。

③ 地域固有の文化資源を活かした個性ある地域づくりを進めます。

豊かな自然や景観、歴史的な史跡・名勝、さらには巨木・名木、伝統的な芸能・祭り・行事等の多様な地域資源に恵まれているため、これらを活かした地域の活性化を進めます。

(3) 土地利用の方針

- ✓ 針道地区において、既存の施設立地を踏まえながら地域の生活ニーズに対応する商業・福祉・医療施設等の集積・誘導を図る
- ✓ 木幡、太田、戸沢を地区中心として位置づけ、日用品の買い物ができる程度の商業機能の立地を誘導する
- ✓ その他の地域においては、農山村集落の維持・保全とあわせて農地や里山を保全する
- ✓ 羽山等においては豊かな森林環境を保全する

(4) 道路・交通体系整備の方針

- ✓ 緊急車両の進入が妨げられるような狭隘道路の解消に努めるとともに、未改良道路の整備や歩車道の分離や歩行空間のバリアフリー化を推進する
- ✓ 農山村集落の生活道路の計画的な改良と、安全・快適な歩行空間の整備を推進する
- ✓ 地域住民の移動利便性を確保するために、デマンド型乗合タクシーやコミュニティバスの維持・充実を図る

(5) 公園・緑地整備の方針

- ✓ 身近な小公園等の整備充実を推進する
- ✓ 保健保安林に指定されている木幡山一帯の保全を推進するとともに、夏無沼自然公園の整備充実を図るほか、羽山一帯の自然公園としての整備を推進する
- ✓ 既存公園・緑地の良好な維持管理を推進し、地域住民の参加による維持管理手法について検討する
- ✓ 一体的に開発された住宅団地等においては、緑地協定等による民有地緑化を誘導する
- ✓ 木幡の大スギや寺社等の保有する特徴ある緑を適正に保全する
- ✓ カントリーパークとうわの適切な維持管理を図る

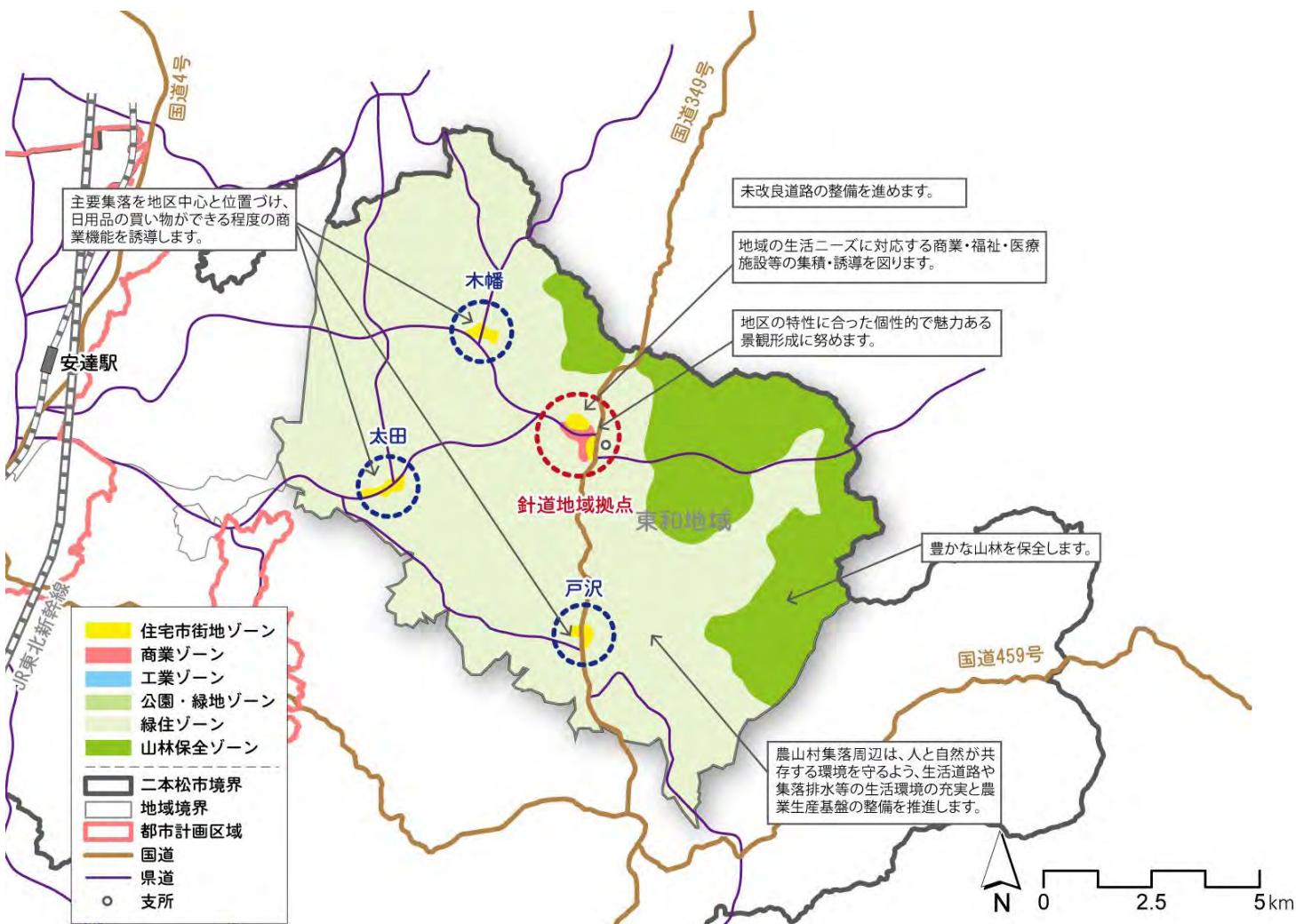
(6)景観形成の方針

- ✓ 針道地区では、地域景観を考慮した街並みを形成する
- ✓ 新規に開発される住宅地においては、建物の外観や配置等について、協定等のルール化による良好な街並み形成を誘導する
- ✓ 太田地区では、歴史ある集落が醸し出す風情を大切にした街並みを形成する
- ✓ 農山村集落では、自然の保全と文化の継承を図りながら、のどかな農村風景の創出を図る
- ✓ 地域清掃や花植等、市民による良好な景観づくりを推進する

(7)その他の方針

- ✓ 行政施設、文化・コミュニティ施設、銀行等不特定多数の市民が利用する施設において、ユニバーサルデザイン化を推進する
- ✓ 公共公益施設の耐震・耐火性の向上、適切な維持管理・長寿命化を図る
- ✓ 下水道施設・排水施設の未整備地区の整備を促進し、適切に維持管理・長寿命化を図る
- ✓ 地震災害、土砂災害、洪水災害等の自然災害に対応できる、強靭な都市施設を整備するとともに、安全に避難できる避難ルートや避難場所の整備、避難訓練を推進する
- ✓ 子どもや高齢者をはじめとした市民が安心・安全に生活できるよう、防犯対策を推進する

(8)東和地域整備方針図



第5章 実現方策

1. 計画実現のための推進方策

(1) 推進体制

① 協働の体制づくり

市民と事業者、行政が相互に信頼関係を構築し、お互いの長所を活かしながら、役割と責任を分かれ合う、「協働」という取り組み方が必要となっています。

② 協働による各主体の役割

市民の役割	企業の役割	行政の役割
協働についての理解を深め、自治会活動のほかNPO等の市民活動団体にも積極的に参加し、公共サービスの一翼を担う。	まちづくりへの関心を持ちながらその主体として積極的に協力し活動する。	協働の仕組みづくりとその活動の場の提供等を推進するとともに、国・県・周辺市町村及び関係機関との広域的な連携、調整を図りながら、計画的で効率的なまちづくりを進める。

(2) 協働のまちづくりの推進策

参画の機会づくり
情報提供
まちづくり協議会の設立誘導

(3) 計画の着実な運用

関係各課との連携	民間事業者等との連携
国や県、周辺市町村との連携・協力	計画の評価と見直し

2. 土地利用規制・誘導手法の運用方針

景観計画・景観まちづくり	地区計画	景観条例	建築協定	任意のまちづくりルール	立地適正化計画の策定と運用
--------------	------	------	------	-------------	---------------

3. 整備プログラム

■ 土地利用・建物の規制・誘導

区分	内容	短期(6年以内)	長期(12年以内)
景観計画・景観地区	美しい街並みや良好な都市景観の形成	→	→
地区計画	良好な市街地の形成	→	→
建築協定	住民主体の建築形態規制	→	→
まちづくりルール	まちづくり協議会等	→	→
立地適正化計画	コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成に向けた計画策定	→	

■ 道路整備

地域名	種別	路線番号	名称	短期(6年以内)	長期(12年以内)
二本松地域	幹線街路	3.4.111	作田郭内線	→	→
		3.5.112	作田冠木線	→	→
安達地域	幹線街路	3.4.202	安達駅福岡線	→	→

■ 市街地整備

名称	内容	短期(6年以内)	長期(12年以内)
二本松駅南地区整備事業	二本松駅南側の駅前広場とアクセス道路の整備	→	→
安達支所東地区整備事業	公園等の整備を検討	→	→
杉田駅周辺整備事業	道路整備等	→	→